

いじめ予防プログラム推進事業 業務委託仕様書

1 業務名 いじめ予防プログラム推進事業

2 履行期間 契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務の目的・概要

いじめのない学校づくりを進めるため、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになってくる小学校第3学年及び第4学年のうち1学級を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業の実証研究を行い、研究の成果を県内小中学校に横展開する。

4 業務内容

(1) いじめ予防につながるプログラム開発業務

心理学等の理論に基づくいじめ予防につながる授業モデルを開発する。なお、上記目的を達成でき、且つ、ア及びイを満たす既存のプログラムを有している場合は、それを活用しても構わない。

プログラムの開発にあたっては、実証研究校（以下「研究校」という。）と十分な打合せを行うこと。

ア 授業内容

- ・ 道徳教育として「特別の教科 道徳」や学級活動等の授業の中で実施できる内容とすること。ただし、教育課程の位置付けについては、研究校と話し合いながら決定する。
- ・ 児童が、いじめに至らない人との関わり方を学んだり自己を見つめたりすることで、いじめを未然に防ぎ、よりよい生き方を実践する力を育むことができるようにすること。なお、児童の自己肯定感を育む内容を含むこと。

イ 授業実施回数

1校あたり8回以上（月2回程度）実施すること。

(2) 教職員研修業務

研究校の全教職員を対象に、(1)の授業モデルを実施するために必要な研修を実施する。授業実践前に1回程度、実践期間中に4回程度、それぞれ適切な内容の研修を実施すること。

ア 研修内容

- ・ 理論を学ぶ研修
- ・ 児童への関わり方を学ぶ研修
- ・ 授業モデルの実践方法を学ぶ研修

イ その他

- ・ 研修の方法は、原則、対面とする。
- ・ 授業モデル実践後に、指導者に対して指導・助言を行う機会を設けること。

(3) 保護者を対象とした講演会の開催

研究校の保護者を対象に、講演会を開催する。

ア 開催時期・回数

年間1回開催することとし、開催日程については県教育委員会及び研究校、研究校を所管する市町教育委員会と協議して決定するものとする。

イ 開催内容等

- ・講演内容は、保護者がプログラムの理論を理解することで、学校と協力して上記目的を達成できるようなものにする。
- ・その他、講演会の具体的な内容については、県教育委員会と十分に協議すること。

(4) プロジェクトレポートの作成

本事業の成果等についてレポートを作成し、紙ベース及び電子データ（ワード・エクセル形式。写真等の場合はPDFも可。動画の場合はmp4形式）を保存したCD（DVD）-ROMを提出すること。

なお、レポートの内容は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県教育委員会が指示するものとする。

- ・授業プログラムの教材
- ・授業プログラムの指導マニュアル
- ・本事業の取組全体をまとめたもの

5 研究校の指定

- ・研究校は県教育委員会が指定する公立小学校とする。（研究校は2校を想定しているが、1校での提案も可とする。）
- ・研究校の学校規模については、契約締結後、受託者と協議のうえ決定する。

6 契約上限額

金5,685,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この費用には企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、委託者及び研究校との打合せに要する費用も含まれる。

また、本契約とは別に、研究校に対して教育事務費等（上限10万円）を補助する。教育事務費等は、学校が本事業の実施に必要な消耗品の購入に充てることを想定している。

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び補助員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び補助員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 特記事項等

- (1) 受託者は、業務執行に当たっては、総括責任者及び各業務行程別に責任者を定め、

三重県に届出しなくてはならない。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期さなくてはならない。

- (2) 受託者は、貸与する各種資料については、紛失及び破損のないよう万全を期さなくてはならない。
- (3) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより行程、納期に遅れる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県教育委員会に報告し、県教育委員会の指示に従うものとする。
- (8) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県教育委員会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県教育委員会と協議すること。